



令和 4 年 6 月度 本部役員会議事録

令和 4 年 6 月 16 日
市原市桜台自治会

1. 開催日時等

- ① 日時 : 6 月 12 日(日) 10:00~12:00
- ② 場所 : 2 階大ホール
- ③ 出席者: 会長、副会長、地区長、理事(黒田氏、石神氏、高橋氏欠席)
- ④ 議長 : 星野会長、

会長	副会長	作成
星野	荒牧	桐田

2. 会長挨拶・報告

- 添付資料①「令和 4 年 6 月度 会長報告」
添付資料②「令和 4 年 6 月度 常務役員会資料」
を参照のこと。

3. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

- (1) 6 月 19 日(日)地区役員会が丁目毎に午前・午後に別れて開催されます。
(荒牧副会長)
- (2) 市内一斉清掃の実施について (星野会長)
6 月 5 日(日) 8 時 30 分からの予定でしたが、8 時前には雨が降っていたため中止としました。伝達が不十分のところが有り、今後は当日変更があった場合は電話伝達のほか、軽トラで回って広報することにします。
- (3) 自治会改革プロジェクトの中間報告について (桐田副会長)
プロジェクト内ですり合わせが必要なところがあるため、次回に延期します。
- (4) 常務役員選出のための対応策について (桐田副会長)
近年、副会長、地区長の、常務役員の選出で苦労しており、今年度は 4 丁目は荒牧副会長が 8 年留任、さらに地区長兼務の異常な事態になっています。
他の区でも同様であることから、会則で定める方法に忠実に行動をする事を前提に、今後の桜台自治会としての行動計画を、添付資料③「常務役員選出のための対応」にまとめ、本役員会で報告し了解を得た。
今後、このスケジュールで行動し、本部役員会でフォローする。各地区では地区長が中心になって活動をしていく。

(5)班長の集金業務の見直しについて(桐田副会長)

桜台自治会改革プロジェクト(SKP)では、班長業務の削減を目指し班長の寄付金、募金の集金業務の見直しを進めてきました。が、

ここでは寄付金、募金の事態を調査しまとめ、本部役員の皆さんに説明し、アンケートで意見を提出していただきました。

その詳細を添付資料④「集金業務の見直し」(アンケート結果を含む)で報告します。アンケートは、役員の輪番制が機能している内は、現状維持の班長集金、輪番制崩壊の兆しが見えた段階では、班長集金は止め自治会館に設置した募金箱に各自が持参する、または緑の羽根募金(2万円)の様に自治会費から出す案が支持されました。今後この結果を参考にしてさらに検討を進めています。

(6)桜台調整池(深城池)管理用道路舗装改修工事について (星野会長)

深城池周回通路は、桜の木の根上がりやゴム舗装の劣化で歩行に支障を来ており、市に補修をお願いしていましたが、市下水道部の管轄(池のメンテナンス道路)の池周回通路北側の部分(深城池土手の進入口から南小学校まで)を、アスファルトで補修することになったと市から通知がありました。

詳細は来月中旬連絡がある予定で、分かり次第回覧致します。

(7)台風シーズン到来に備えて(荒牧副会長)

5段階の警戒レベルが変わりましたので、ご承知ください。添付資料⑤「風水害に備えましょう」参照

1昨年の台風では桜台地区でも屋根の破損等大きな被害が出ました。気がかりなところがありました事前の対応をお願いします。

4. 次回本部役員会開催予定 7月10日(日)10:00~12:00

5. 添付資料

- ① 6月度 会長報告
- ② 6月度 常務役員会資料
- ③ 常務役員選出のための対応
- ④ 集金業務の見直し(本部役員会アンケート結果)
- ⑤ 風水害に備えましょう！

以上

令和4年6月度 会長報告（6月12日）

会長挨拶

コロナウィルスの感染拡大が少しずつ減少傾向になりつつありますが、まだまだ気を抜けない状況です。ウィルスも変異するなどして、再拡大のチャンスをうかがっている状況です。今しばらくの辛抱をお願いします。

I. 5月9日～6月11日の自治会・関係団体の行事関係

1. 5月13日（金）有秋地区町会長連合会全体会議（有秋支所）
2. 5月14日（土）有秋地区防災策定委員会役員会（有秋公民館）
3. 5月17日（火）有秋南小学校安心安全NW定期総会（桜台自治会館）
4. 5月22日（日）有秋地区防災策定会議ワークショップ（有秋公民館）
5. 5月27日（金）有秋地区町会長連合会役員会（有秋支所）
6. 5月29日（日）有秋公民館指定管理者運営委員会（有秋公民館）
7. 5月31日（火）有秋中学校後援会総会（有秋中学校）
8. 6月05日（日）市内一斉清掃デー
9. 6月06日（月）青色防犯パトロール講習会（市民会館）
10. 6月09日（木）有秋地区防災策定委員会役員会（有秋公民館）

II. 市役所・警察・消防署からのメール配信

1. 市役所からの情報(5/9～6/11)

- ① 連日のように「コロナ感染者発生」の情報連絡が入る
- ② 5月11日 火災発生・鎮火情報（5/11 辰巳台東、
- ③ 5月11日 防犯情報（五井中央東）
- ④ 5月11日 あなたのこころ、お元気ですか？（ひとりで悩まずに相談を）
- ⑤ 5月12日 大雨への備えのお願い
- ⑥ 5月16日 電話de詐欺への注意喚起（5/24、5/25、5/26、5/30、5/31、6/3、6/8）
- ⑦ 5月17日 全国一斉の情報伝達訓練の実施案内
- ⑧ 5月20日 YAWATA STYLE FEST開催の案内
- ⑨ 5月24日 不審者情報（5/24青葉台、5/27姉崎東、5/31ちはら台西、
- ⑩ 5月24日 なぞときFUNロゲイニングin養老渓谷のお知らせ
- ⑪ 5月25日 国からマスク着用の考え方が示されました
- ⑫ 5月26日 上総いちはら国府祭りの中止のお知らせ
- ⑬ 5月26日 コロナワクチン4回目接種の開始等について
- ⑭ 5月27日 行方不明高齢者（5/27更級、6/7玉前西、
- ⑮ 6月01日 広報いちはら6月号発行のお知らせ
- ⑯ 6月01日 休日結婚相談会の開催案内
- ⑰ 6月03日 竜巻注意情報（12：54, 13：48, 14：44, 15：38, 16：34, 16：54）
- ⑱ 6月06日 憇いの家の休館案内
- ⑲ 6月01日 休日結婚相談会の開催案内
- ⑳ 6月10日 憇いの家の営業を11日から再開するお知らせ

2. 警察からの情報(4/16~5/15) 合計121件
- ① 自転車盗・・20件、自動車盗・・2件、オートバイ盗・・2件
 - ② 住居侵入&空巣・・ 17件
 - ③ 万引き・置引き・・ 19件
 - ④ 器物損壊・・・・ 14件
 - ⑤ 車上狙い・・・・ 14件
 - ⑥ その他・・・・・ 33件

III. 転入・転出（5月末現在）

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	月末世帯数
転入			1		1,188世帯
転出					

IV. 6月13日～7月10日の自治会・関係団体の行事関係

1. 6月19日（日）市原市有秋地区防災に備えての勉強会（有秋公民館）…中嶋副会長が参加
2. 6月21日（火）有秋南小学校安心安全NW推進会（桜台自治会館）
3. 6月24日（金）市原市民生委員推薦準備会（有秋公民館）
4. 6月24日（金）有秋地区町長連合会役員会（有秋支所）…上記会議と重複のため欠席
5. 6月26日（日）有秋地区防災策定委員会役員会（有秋公民館）
6. 7月01日（金）有秋地区町長連合会全体会議（有秋支所）
7. 7月03日（日）有秋地区防災策定会議ワークショップ（有秋公民館）
8. 7月06日（水）参議院議員選挙期日前投票の立ち合い（アリオ市原）
9. 7月10日（日）桜台自治会 常務役員会・本部役員会

V. 審議<決議、検討・確認>事項

1. 地区役員会の開催について

6月19日（日）

	9時～11時	13時～15時
2階大ホール	2丁目	3丁目
1階 ホール	1丁目	4丁目

2. 市内一斉清掃の実施について

6月5日（日）8時30分からの予定だったが、8時前には雨が降っていたため中止とした。

3. 自治会改革プロジェクトの中間報告について

4. 常務役員選出のための対応策について

5. 集金業務の見直しについて

6. 桜台調整池管理用道路舗装改修工事について

下水道局から通学路の舗装面が凸凹であり、既存のゴムチップ舗装の痛みが激しいため、小学生の夏休み期間中にアスファルト舗装に改修する。（後日回覧予定）

次回の開催予定日 07月10日（日）10時より

令和4年6月度 常務役員会（6月12日）

1. 地区役員会の開催について

6月19日(日)	9時～11時	13時～15時
2階大ホール	2丁目	3丁目
1階 ホール	1丁目	4丁目

2. 市・町会長連合会より夏祭り中止の要請文書が届きました。

したがって、先月に中止を確認しました「桜台夏祭り」は正式に中止を決定しました。

その際に確認をいただきました、「秋休み」を活用した「子供たちの楽しめるイベント」の実施に向けて、イベント企画部が中心となった検討をお願いします。

3. 市内一斉清掃の実施について

6月5日（日）8時30分からの予定でしたが、実施の可否判断をする7時40分頃の空模様は雨降りの状況だったため、中止の連絡に齟齬があつてはいけないと早めに判断をしました。その後空模様も回復して失礼をしました。

6. 自治会館改修工事の進捗状況について

7. 有秋地区防災計画策定会議についての報告

① 有秋地区で、町会長関係者・小学校教頭・PTA関係者・社会福祉協議会関係者・民生委員関係者・小学校区ネットワーク関係者・消防団関係者など約50名程度の参加者で構成され、各小学校区単位でグループ分されてワークショップを行い、災害発生時の地域における課題問題点を洗い出しして、対策を検討する作業を進めて市に答申する事を行う。

② ワークショップの開催予定は5/22、7/2、7/31、8/28に開催予定がされています。

市への報告（答申）は年度末になる予定です。

次回の開催予定日 07月10日（日） 8時30分より

令和4年(2022年) 6月12日

常務役員選出のための対応

桜台自治会 星野 勝弘

1. はじめに

近年桜台自治会では、副会長、地区長のなり手が少なく改選時大変苦労している。

この問題は、推薦、働きかけを強化することで解決する問題か、それとも常務役員の業務削減や簡素化、標準化を実現して、誰でもが容易に引き受けることができるようすべき問題なのか見極めが必要であるが、

ここでは、現会則で定める常務役員選出の規定に基づき、働きかけの強化等で問題解決を図るべく、以下のように対応してみたい。

その結果、どうしても常務役員のなり手がない場合は、会則改定を視野に自治会組織体制の抜本的見直しが必要である。現在、SKP(改革プロジェクト)でのテーマにはなっていないが、必要かどうかの判断を求められている。

2. 会則では

地区会員の中から立候補者または推薦候補者を募り、地区役員会における選出投票、または信任投票で過半数を得たものとなっている。

- (1) 現地区長は毎年1月に、自治会回覧により、次期地区長、副会長の立候補並びに推薦候補受付の告示を行う。
- (2) 毎年2月に地区役員会を開き選出投票または信任投票を行う。
- (3) 立候補者、推薦候補がいない場合は、現理事の中から互選または抽選により選出する。

となっているが、候補者が見つからない現状では上記スケジュールでは間に合わない。

3. なぜ選出に苦労しているか

- (1) 次期地区長、副会長に立候補する人がいない。
- (2) 推薦しようと行動を起こす人がいない。
- (3) 立候補者がおらず、推薦候補が見つからない場合でも、地区役員会を開いて推薦候補を見つけ出すステップを踏んでいないことが多い。すなわち、地区役員(班長、理事)が責任をもって地区長や副会長を選出する行動ができていない。
- (4) 候補者がいない場合は、理事の中から互選または抽選してまでも地区長、副会長を出すという会則で定める方法が取られていない。
- (5) 理事が地区長、副会長がどうしてもできなくて抽選を拒む場合には打つ手がないのが現状である。

4. 今後の行動指針

- (1) 会則で定めるように、年が明けてから次期役員の選出手続きを開始するでは対応が遅くなってしまう。新年度が始またらすぐ行動を起こす。
- ① 新年度が始またら、会長は現常務役員(副会長、地区長)に留任の意向を尋ね、留任する意向がない常務役員の改選を明確にする。(6月末)
- ② 改選が必要な常務役員については、副会長、地区長まず地区毎に理事の中から次年度地区長、副会長候補を選出し、そのつもりで地区長、副会長の業務に関心を持ってもらう。(7月末)
- ③ 理事の中に地区長、副会長候補が見つからなかった場合は、副会長、地区長は年度の早い時期に地区役員会を開催し、その旨を地区役員(班長を含め)に報告し、班長を含めて地区役員全員の中から、欠員となる常務役員探しを終える。(9月末)
- ④ 班長を含めて常務役員候補が見つからなかった場合は、副会長、地区長は、過去に理事を経験した人の中から、また地区役員全員から自治会活動に積極的な人を推薦していただき、常務役員候補者リストを作成する。過去に常務役員を経験した人でも候補者に入れてもいい。(10月末)
- ⑤ 班長を含めて新常務役員候補が見つからなかった場合は、回覧板で地区ごとに常務役員の立候補者の募集、受付を行う。(11月末)
- ⑥ 現地区役員(理事、班長)から次期常務役員を選出することができないと判断した場合は、年度終盤の新年に入ったらすぐ、常務役員候補者リストから説得順位を決めて、地区長、理事が中心になって戸別訪問し引き受けのお願いを開始する。(1月末)
- ⑦ どうしても決まらない場合は、理事から報告を受けた感触がいい候補者順に、会長、地区副会長、地区長と一緒に戸別訪問し説得する。(2月末)
- ⑧ 理事は責任を持って常務役員選出手動を起こしリードするとともに、どうしても決まらない場合は、地区理事4人の中から抽選で決める。(3月末)
- ⑨ それでも決まらない場合は、現常務役員に留任をお願いする。(3月末)

5. 今後の計画

- (1) 上記行動指針のスケジュールに基づき、地区毎の行動を開始する。
- (2) スケジュール表に基づき、行動結果を本部役員会で報告し、進捗を確認する。

以上

常務役員選出のための行動スケジュール表

NO	役員選出行動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	新年度が始まったら、会長は現常務役員(副会長、地区長)に留任の意向を尋ね、留任する意向がない常務役員の改選を明確にする。												
2	改選が必要な常務役員については、副会長、地区長まず地区毎に理事の中から次年度地区長、副会長候補を人選し、そのつもりで地区長、副会長の業務に関心を持ってもらう。												
3	理事の中に地区長、副会長候補が見つからなかった場合は、副会長、地区長は年度の早い時期に地区役員会を開催し、その旨を地区役員(班長を含め)に報告し、班長を含めて地区役員全員の中から、欠員となる常務役員探しを終える。												
4	班長を含めて常務役員候補が見つからなかった場合は、副会長、地区長は、過去に理事を経験した人の中から、また地区役員全員から自治会活動に積極的な人を推薦していただき、常務役員候補者リストを作成する。過去に常務役員を経験した人でも候補者に入れてもいい。												
5	班長を含めて新常務役員候補が見つからなかった場合は、回覧板で地区ごとに常務役員の立候補者の募集、受付を行う。												
6	現地区役員(理事、班長)から次期常務役員を選出することができないと判断した場合は、年度終盤の新年に入ったらすぐ、常務役員候補者リストから説得順位を決めて、地区長、理事が中心になって戸別訪問し引き受けのお願いを開始する。												
7	どうしても決まらない場合は、理事から報告を受けた感触がいい候補者順に、会長、地区副会長、地区長が一緒に戸別訪問し説得する。												
8	理事は責任を持って常務役員選出行動を起こしリードするとともに、どうしても決まらない場合は、地区理事4人の中から抽選で決める。												
9	それでも決まらない場合は、現常務役員に留任をお願いする。												

令和4年6月13日

集金業務の見直し(本部役員会アンケート結果)

SKP 事務局

1. はじめに

高齢化が進む中で、班長の寄付金、募金等の集金業務は現金を扱うことや、会員が不在で何度も足を運ぶことで労力負担が多いことから、この業務無くすることはできないかまたもっと負担の少ない集金方法はないか検討を進めてきた。本部役員会で説明後アンケートを実施した結果を報告します。

2. 桜台自治会の寄付金募金の集金方法

回覧板で寄付金募金の趣旨を説明し、賛同する人は添付の用紙に氏名を記入してもらい、後日班長が戸別訪問して集金し領収書を渡している。

班長は集金後集金したお金と領収書控を自治会事務局に届け、事務局から領収書をいただき、その領収書を募金者に回覧または班ノートにファイルし保管する。

事務局は、集金されたお金を班毎のデータを集計し領収書控とともに保管する。その後、自治会として寄付や募金の団体に送金し、その領収書を保管する。

寄付、募金結果は、本部役員会で説明後、会員に報告される。

現金を取り扱うことから集金担当の班長だけでなく事務局での負担が大きい。

また、現在の募金方法では、誰が募金をしていないかの個人情報管理が完全にできない欠点がある。

3. 寄付金募金の任意性

寄付、募金は任意で強制になってはならないことに配慮して行われてきたが、現在の回覧板と班長集金方式でも、半強制性があると思っている人もいる。

制度改善に当っては、任意性にさらに配慮しなくてはならない。

4. 寄付金募金の種類と令和3年度集金実績

NO	寄付募金名	金額	世帯数	募金額と集金方法
1	緑の羽根募金	24,740 円		自治会費から出している 20 円 x1237 世帯
2	赤い羽根共同募金	224,350 円	561	1世帯当たり 200 円から 500 円程度。班長が集金し事務局に提出

3	歳末助け合い 募金	211,910 円	470	1世帯当たり 200 円から 500 円程度。班長が集金し事務局に提出
4	赤十字募金	264,600 円	617	1世帯当たり 200 円から 500 円。班長が集金し事務局に提出
5	有秋中学校協 力金	119,900 円	122	後援をしている有志で 1 口 1,000 円。班長が集金し事務局に提出
6	社会福祉協議 会寄付金	27,000 円	17	有志で 1 口 2,000 円、2021 年は会長が集金した。

5. 各種募金について

5.1 緑の羽根募金

- (1) 公益社団法人「国土緑化推進機構」、政府から出るお金と、会員、賛助会員からの年会費をベースに運営している。
- (2) 千葉県では 2900 万円の募金がある。
- (3) 国土緑化のボランティア活動を、子供たちを巻き込んで実施している。
- (4) 活動のための原資は緑の羽根募金で、年間全国で 20 億円程度の募金が集まる
- (5) 公募で選ばれた活動団体に活動資金を交付している。1 団体あたり 10 万円から 100 万円程度
- (6) 募金は全国で年々減ってきてている。

5.2 赤い羽根共同募金

- (1) 戦後復興の一助として戦後間もない昭和 22 年スタート、現在も地域福祉の推進に貢献している。共同募金会が運営している。
- (2) 共同募金会は中央共同募金会、県ごとの地域共同募金会に分れ、募金は募金された地域が主体的に活用している。
- (3) 全国の年間募金額 125 億円でだんだん減ってきてている。
千葉県の募金目標額は 3 億 9000 万円
- (4) 地域福祉の問題を解決するために公募してきた民間団体に助成金を交付し応援している。支援は多岐にわたっており、最近はコロナ禍で生じた問題に対する支援を開始している。

5.3 歳末助け合い募金

- (1) 赤い羽根募金と同じ共同募金会が運営している。
- (2) 恵まれない人たちに歳末を安心して過ごしていただくための活動

- (3) 募金額は全国で、37 億円程度で年々減少傾向にある。千葉県では 1 憲
8,000 円の寄付がある。
- (4) このほかに NHK 歳末助け合い募金があり、募金額は全国で 6 億円、千葉
県で 2,700 万円

5.4 赤十字募金

- (1) 日本赤十字社は、日本赤十字社法によって設立された認可法人
- (2) 事業規模は 1 兆 1000 億円の医療事業、1600 億円の血液事業、社会福祉
事業等その他 400 億円
- (3) 日本赤十字社の災害時緊急支援等の活動は、約 18 万人の個人会員（社員
という）と 8.2 万社の法人会員からの社費と一般寄付によって行われていると
され、その資金は年間約 350 億円と言われています。
- (4) 千葉県では 7 億 6000 万円の寄付がある。
- (5) いつでも世界中のどこへでも飛んでいける医療チームを抱えて、国内外の災
害時の医療をはじめ各種緊急時支援を行っています。

5.5 有秋中学校協力金

- (1) 有秋中学校の後援会から自治会の皆様に、教育環境の整備や子供たち
の健全な育成のための資金として、1 口 1000 円の寄付金のお願いがあ
る。
- (2) 用途は主に教育資器材の購入や運動部の遠征費に使われている。
- (3) この寄付金は後援会の会費収入 67 万円のほとんどを占めている。
- (4) 桜台自治会では、122 件、119,900 円の寄付金があった。
- (5) 校区に所属する各地区の人口当たり集金額には大きな差はない。

5.6 社会福祉協議会関係

- (1) 会費として会員当たり年会費 200 円、2021 年度には桜台自治会として、
244,700 円を負担している。
- (2) このほかに賛助会員寄付金として、現在 17 人から個人的に 1 口 1000
円で寄付を集めている。27 口合計 27,000 円の寄付がある。
- (3) 令和 3 年度は星野会長が集金している。

6. 寄付金募金に対するいろいろな意見

- (1) 寄付金募金は会員の任意ではあるが会員の約半数が募金に賛同し、その
善意のもとに桜台自治会では創立以来募金活動が行われてきた。各募金の
200,000 円を超える募金額がそれを示している。班長の集金が大変だからと

言って募金活動を縮小することに疑問を感じている会員も多い。

- (2) 桜台自治会では、募金の回覧板を回してまず各世帯の募金額を記入してもらい、後日班長が集金をすることで、集金時の玄関先でのお願いがなくなり、集金業務は大幅に改善された。
- (3) 最近は共働き等で日中留守にする世帯も多く、夜の訪問集金や度重なる訪問集金などで、集金の労力負担が増えてきている。
- (4) 班長の高齢化が進む中、高齢者からまた共働き世帯から集金業務を無くしてほしいという要望が多い。

7. 寄付金募金の集金方法の提案

以下集金業務の改善案を本部役員会で説明し、本部役員（副会長、地区長、理事）がどのような考え方に対する賛同しているか調べ、今後の検討の参考にする。

NO	提案	問題点
改善案1	一切の集金業務は止め、募金は自治会館に用意した募金箱に持参してもらう。	募金箱だけでは募金額が減る。募金に対する会員の善意が集められない。
改善案2	自治会館に募金箱を置き、最低募金限度額に足りないときは自治会費から補填する。(1 募金 20,000 円から 5 万円) ただし、有秋中学校後援会協力金、社協賛助会員寄付金は従来通り集金する。	補填することは、募金する意思のない約半数の会員も募金することになる。 一部集金は残る。
改善案3	各人、募金毎に自由意思で募金額を決め、自治会費の納入と合わせ、1 回で事務局に納入する。 募金額は募金毎の集金額に応じて募金を分配して納入。	事務局の事務が非常に煩雑になる。
改善案4	集金用ファスナー付きプラスチック袋を回覧板に貼り付けて、手渡し回覧で集金する。	途中紛失の可能性あり。 最終は班長が事務局に持ってくる。
改善案5	各班に集金ボランティアを置き、この人が班長に代わって集金をする。	ボランティアが集まるかどうか不明。

8. 本部役員会で説明後、アンケートの実施

6月12日(日)の本部役員会で説明後、上記7で示した集金方法の改善案について本部役員の皆さんにアンケートを実施した。

会員を代表する本部役員が、班長の集金についてどのような意見を持っているか調べてみた。ここではその結果(添付資料参照)を報告する。

- (1) 当日出席者のうち18名から回答を頂いた。
- (2) 輪番制が機能している段階では、
 - ① 現状維持で班長集金が12名
 - ② 班長集金は止め、自治会に設置した募金にいれるが3名
 - ③ 自治会に募金箱を置き、募金予定にたしない場合は自治会費から補填が3名
- (3) 輪番制崩壊の兆しが現れた段階では
 - ① 自治会に募金箱を置き、募金予定にたしない場合は自治会費から補填が7名
 - ② 班長集金は止め、自治会に設置した募金にいれるが6名
 - ③ 班内でボランティアを募り集金が2名
 - ④ 班内で自治会費と合わせて納入が1名
 - ⑤ 現状維持の班長集金が1名

9. アンケート結果

- (1) 輪番制が機能している現在においては、班長集金は圧倒的な支持を得た。
- (2) 輪番制の崩壊の兆しが現れた段階では、班長の集金業務を止めて
 - ① 事務局に設置した募金箱に各自が持参する。
 - ② 目標金額を決め、事務局に設置した募金箱に各自が持参し、最低募金額に達しない場合は自治会費から補填する。
- (3) 輪番制の崩壊が現れた段階で、現在の募金額をいかにして確保するかが大きな課題になる。
- (4) 本部役員のほとんどは現在輪番制が機能していると判断しており、輪番制崩壊の兆しが現れる時期をどう判断するかが、大きな課題になる。

10. 今後の検討の進め方

- (1) 次回 PJ 会議で、アンケート結果について全員で考察をして、今後のPJの進め方や検討課題について討議する。
- (2) 輪番制が崩壊する兆しが現れた段階とは、について討議する。

(3)今回の本部役員の意見は大いに参考になると考へて、今後会員の皆さんと対話の機会を増やしていくことの必要性について討議する。

防犯ボランティア、花ボランティア、婦人会、南小NW、お助マン互助会、幼稚園・小学校・中学校父兄等。

自治会に対する要望、期待等を、対話方式で広く求めていく。

以上

寄付金募金の集金方法に対するアンケート（2022.6月本部役員会）

	募金集金方法	輪番制が機能している段階				輪番制が崩壊の兆しが現れた段階			
		50歳未満	50歳～70歳	71歳以上	集計	50歳未満	50歳～70歳	71歳以上	集計
1	一切の集金業務は止める。募金は自治会館に用意した募金箱に持参してもらう。		3		3		5	1	6
2	自治会館に募金箱を置き、最低募金限度額に足りないときは自治会費から補填する。(1募金20,000円から50,000円)ただし、有秋中学校後援会協力金、社協賛助会員寄付金は従来通り集金する。		2	1	3	1	4	3	7
3	個人で募金毎の募金額を年初に決め、自治会費の納入と合わせ、1回で納入する。 募金額は募金毎の集金額に応じて分配して納入。							1	1
4	集金用ファスナー付きプラスチック袋を回覧板に貼り付けて、手渡し回覧で集金する。								
5	班毎に集金ボランティアを募り、集金をお願いする。					1		1	2
6	今まで通りの班長集金方法でいい。	2	6	4	12		1		1

その他の意見として

- (1)案6の班長集金で、回覧時に、集金希望日時を記入できるようにしたらしい。
- (2)案2で、有秋中学校協力金も社協寄付金も自治会事務局に持参してもらうようにして、集金をなくしたほうがいい。
- (3)案6で、留守の人は班長に持参するように依頼する。班長が集金で個別的に個人の様子を知ることも大事なこと
- (4)自治会費から補填する場合は、予算承認すること。
- (5)緑の羽募金方式にして、過去3年間の実績から自治会費から出す。



風水害に備えましょう



6月から10月にかけての期間は「出水期」と呼ばれ、梅雨前線や台風による集中豪雨などにより、河川の氾濫や土砂災害の危険性が高まります。適切な避難行動を取るために、事前に地域の災害リスクを把握して、風水害に備えましょう。



「5段階の警戒レベルを用いた避難情報」で、
避難するタイミングをお伝えします!



警戒レベル

とるべき行動など

避難情報など

大

5

市が発令

命の危険! 直ちに安全確保!

命を守る最善の行動をとりましょう

緊急
安全確保

警戒レベル 4 までに危険な場所から必ず避難

危険度

4

市が発令

危険な場所から全員避難!

避難場所までの移動が危険と思われるときは、近くの安全な場所や自宅内より安全な場所に避難しましょう。

避難指示

高齢者等
避難**3**

市が発令

危険な場所から高齢者等は避難!

避難に時間要する人(高齢者や障がいのある人、乳幼児など)とその支援者は避難をしましょう。

2

気象庁が発表

避難に備え、ハザードマップなどで自らの避難行動を確認しましょう。

大雨・洪水・
高潮注意報**1**

気象庁が発表

災害への心構えを高めましょう。

早期注意情報



市ウェブサイトや防災マップを見て事前に備えましょう!



自分の住む場所の
災害リスクを確認



避難する場所や
避難ルートを確認



いちはらマップ



持ち出し品や
備蓄品を確認



防災マップの13ページ

問合先 危機管理課 ☎(23)9823